

素案のたたき台

平成20年11月5日
第3部会 検討資料

(仮称) 越谷市自治基本条例 (素々案)

目次

前文

第1章 総則

第2章 自治の基本理念と基本原則

第3章 市民・コミュニティ

第4章 市議会・行政

第5章 住民投票

第6章 地域環境

第7章 条例の実効性の確保

第8章 雑則

附則

越谷市は、元荒川など河川も多く緑や田んぼが点在し、しらこ鳩が生息する自然に恵まれた歴史のあるまちです。越谷市に住む私たちは、この豊かな自然と文化の香り高いまち越谷市に愛着と誇りを持つふるさととして、多くの可能性に富んだ将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

私たちは、美しく快適で豊かな地域環境に恵まれ、活力に満ち薫り高い文化が育まれ、安心して暮らせるまちを創造するために、力を合わせていきたいと思えます。

このため、私たちが自ら行動し、自ら築くまちづくりの主役となることが不可欠であり、市民自治（住民自治）の力を飛躍的に向上させ、団体自治とともに総合的な自治力を向上させることを基本として、市民参画と協働による真の自治を確立しなければなりません。

このような認識の下で、越谷市らしい地域社会を目指していくため、ここに、越谷市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、越谷市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び義務並びに市議会及び行政の責務等、行政運営及び市民参画・協働の手續等の基本的な事項について定めることにより、市民の意思を反映させた市政運営及び市民の自治の活動を推進し、もって安心していきいきと暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、越谷市の自治の最高規範であり、市民等及び市は、この条例に定める事項を最大現に尊重しなければならない。

2 市は、この条例の理念に即して、法令等を解釈又は運用し、他の条例等を制定又は改廃するとともに、この条例の理念を具体化するための条例等の体系化に取り組まなければならない。

3 この条例は、市政の基本となる事項を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。

(2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。

(3) 事業者 市内において、事業活動を行うものをいう。

(4) 参画 市民等が政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に参加し、政策の決定にかかわることをいう。

(5) 協働 市民等及び市が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して取り組むことをいう。

第2章 自治の基本理念と基本原則

(自治の基本理念)

第〇条 市民及び市は、一人ひとりの人権を尊重され、いきいきと安全・安心して心豊かに暮らせる越谷を、協働して築くことを目指すものとする。

(参画及び協働の原則)

第〇条 市は、市民等の意思が市政に反映されるよう、市民等の市政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 市民等及び市は、協働に当たり対等及び協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、市は、市民等の自主性及び自律性を尊重しなければならない。

3 市は、協働による市政運営を進めるため、市民の参画を保障する仕組みを整備しなければならない。

(情報共有の原則)

第〇条 市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、個人情報保護に配慮しつつ、市が保有する情報を積極的に公開し、情報の共有化を図ることに努めなければな

らない。

- 2 市は、情報の公開にあたって、市民等にわかりやすくかつ広く情報提供を図るとともに、市民間での円滑な情報を交流できるための環境づくりに努めなければならない。

(自主・自立の原則)

第〇条 市民等は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重するように努めなければならない。

(財政自治の原則)

第〇条 市は、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性及び自立的な財政基盤の確立に努め、市民負担の適正化を図らなければならない。

(対等及び協力の原則)

第〇条 市は、市民に最も身近な自治体として、国及び埼玉県との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を図り、対等な関係の確立を目指すものとする。

- 2 市は、他の自治体、国及び関係機関と連携・協力し、自治の拡充を図るものとする。

第4章 議会・行政

(行政運営の原則)

第〇条 市は、自治の基本理念を実現するために、次に掲げる基本原則に基づいて市政を運営しなければならない。

- (1) 市は、市民の自主性を尊重するとともに、公共的課題を解決するため、責任と役割を分担しながら、協働して市政を運営するものとする。
- (2) 市は、市政に関する情報を市民と共有するものとする。
- (3) 市は、市民が市政運営に積極的に参画し、協働できるように努めるものとする。
- (4) 市は、前3号の原則を踏まえ、総合的、計画的かつ効率的な市政運営に努めるものとする。
- (5) 市は、常に民主的かつ公正性・透明性及び効率性等の視点に立って、市民サービスの向上に努めるものとする。

(総合振興計画等)

第〇条 市は、中長期的なまちづくりの指針となる総合振興計画について、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。

- 2 市は、総合振興計画の実現を図るため、市民参加を得ながら基本構想その他計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。

(財政運営)

第〇条 市は、長期的な展望の下で財政計画を策定し、最小の経費で最大の効果をあげるよう財政運営を行うように努めなければならない。

2 市は、市民等に分かりやすく歳入歳出予算の執行状況等の財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより、財政状況を公表しなければならない。

(行政組織及び職員)

第〇条 市は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、全体の奉仕者として、市民本位の立場に立ち市民等との協働の視点を持って、全力をあげて職務遂行しなければならない。

(説明責任・情報公開)

第〇条 市は、政策の立案から実施及び評価に至る過程で、それぞれの過程において、その経過、内容・効果等について、市民に迅速で分かりやすく説明を果たすよう努めなければならない。

2 市民の市政への積極的な参加を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政情報を市民に公開しなければならない。

(市民参画・協働)

第〇条 市は、市民等の参画機会の確保に努めるとともに、市民活動団体や事業者との協働のまちづくり活動が展開できるよう積極的に支援していく。

2 市民等は、参画・協働の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら活動を行う。

3 市民等は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、協力し合い連携を図る。

(行政評価)

第〇条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を推進するため、行政内部による事務事業評価及び外部機関による政策・施策評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

(行政手続)

第〇条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の権利の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

(公益通報)

第〇条 市の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生の恐れがある場合には、これを放置せず、隠すことなく事態の是

正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない。

- 2 市は、行政運営上の職員の違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する事項を別に定めるものとする。

(個人情報保護)

第〇条 市は、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、個人情報を保護しなければならない。

(危機管理)

第〇条 市は、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければならない。

- 2 市等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には、市民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、市民生活の支援に努めなければならない。
- 3 市民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。
- 4 市は、安全・安心のまちづくりのため、市民等と連携・協力して防災や地域安全対策の取組みに努めるものとする。

第5章 住民投票

第〇条 市は、市政の重要事項について、広く市民の総意を把握するため (意思を直接確認する必要があると認められるときは)、市議会の議決を経て、当該議決による条例に定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 前項の条例 (場合) において、投票に付議すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。(別に条例で定める。)

第7章 条例の実効性の確保

(自治推進委員会の設置)

第〇条 自治の円滑な推進を図るため、市長の付属機関として自治推進委員会を設置する。

- 2 前項に定めるほか、自治推進委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(条例執行上の検証及び見直し)

第〇条 市は、この条例の趣旨が市政運営に適切に生かされているか検証するとともに、市民参加による見直し等必要な措置を講ずるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第〇条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 月 日から施行する。